

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)8 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 8 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## （掲載判例 INDEX）

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### （民事法）

【1】X は、X 及び A(X の亡父)が Y1 社従業員 Y2 に勧誘され金融商取引を行ったが、適合性原則違反、説明義務違反、過当取引等があったと主張し Y らに対し損害賠償を求めたところ、7 割の過失相殺のうえ賠償金の支払を命じた事例(令和 4 年 2 月 24 日名古屋高裁)

参照条文:民法 709 条・715 条

キーワード:金融商取引 過失相殺 損賠賠償

【2】別居中の妻 X は夫 Y に対し、Y が別居前及び別居後に暗号資産の売却等により得た金員を婚姻費用分担額算定上の Y の収入とみるべきとして婚姻費用分担金の支払を求めたところ、婚姻費用算定上の収入とみることは相当ではないとし X の請求が棄却された事例(令和 5 年 2 月 6 日福岡高裁)

参照条文:民法 760 条

キーワード:暗号資産 婚姻費用分担額 収入

【3】引きこもり状態の X を A 社の自立支援サービスを受けさせるためとして、Y3(X の母)の依頼の下 Y1 (A 社の子会社の代表取締役)、Y2(A 社従業員)が力づくで A 社施設内の部屋に監禁したとして、X が Y らに損害賠償を求め、Y らの共同不法行為が認められた事例(令和 4 年 1 月 27 日東京地裁)

参照条文:民法 715 条 1 項、719 条 1 項、会社法 350 条

キーワード:損害賠償 自立支援サービス 監禁

【4】Y は不動産売買仲介業 X1 及びその代表者 X2 から D のための事業用借地権を設定して収益をあげるスキームを提案され土地を購入したが、D の営業開始日が決まらず推移したため X には情報提供義務があるのにこれを怠ったとして損害賠償を求め請求が認容された事例(令和 4 年 3 月 22 日宮崎地裁)

参照条文:民法 644 条、宅地建物取引業法 35 条

キーワード:情報提供義務 不動産売買仲介業 事業用借地権

【5】大学アイススケート部監督だった X は、コーチ Y からモラルハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして損害賠償を請求し(本訴)、Y は X の記者会見の発言等が名誉毀損に当たるとして損害賠償を請求した(反訴)ところ、X の請求を棄却、Y の請求を認容した事例(令和 5 年 3 月 2 日大阪地裁)

参照条文:民法 709 条

キーワード:モラルハラスメント 名誉棄損 損害賠償請求

### （知的財産）

【6】X は第 25 類「被服」を指定商品とする本願商標について商標登録出願したが、拒絶査定を受け拒絶査定不服審判の請求をし特許庁が不成立の審決をしたので、本件審決の取消を求める本件訴訟を提起したところ X の請求が棄却された事案(令和 5 年 7 月 12 日知財高裁)

参照条文:商標法 4 条 1 項 11 号

**キーワード: 商標登録出願 拒絶査定 審決取消を求める訴訟**

【7】X は「GUZZILLA」の欧文文字からなる登録商標の商標権者で、Y は怪獣映画「ゴジラ」を創作し「GODZILLA」(引用商標)も用いているところ、特許庁がした X の商標登録無効の審決の取消を求める本件訴訟を X が提起したが棄却された事案(令和 5 年 7 月 19 日知財高裁)

**参照条文: 商標法 4 条 1 項 15 号**

**キーワード: 登録商標 怪獣映画 無効審決取消訴訟**

【8】発明の名称を「車両ドアのベルトラインモール」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって本件発明には甲 1 発明に基づく進歩性欠如の無効理由があり発明の進歩性に係る本件審決の判断に誤りがあるとして審決を取消した事案(令和 5 年 7 月 25 日知財高裁)

**参照条文: 特許法 29 条 2 項**

**キーワード: 車両ドア 進歩性欠如 特許無効審判請求の取り消し**

【9】発明の名称を「5-アミノレブリン酸リン酸塩、その製造方法及びその用途」とする特許権を有する原告が、被告製品であるアミノ酸含有加工食品の製造、譲渡等の差止を求め、請求が認容された事案(令和 5 年 7 月 28 日東京地裁)

**参照条文: 特許法 29 条 1 項**

**キーワード: 新規性 周知 差止め**

#### (民事手続)

【10】マンションの区分所有者 X が管理組合法人 Y に対し理事会決議無効確認の訴えを提起し、原審(東京地裁)は管理組合法人の主たる事務所の所在地を管轄する地裁に専属管轄があるとして甲府地裁への移送決定をしたところ、X が即時抗告し原決定が取消された事例(令和 4 年 1 月 14 日東京高裁)

**参照条文: 民事訴訟法 13 条、16 条、299 条 1 項ただし書、309 条、312 条 2 項 3 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 270 条**

**キーワード: 専属管轄 対象事件 拡張**

#### (刑事法)

【11】保釈保証金の没取につき、弁護人は、保釈保証金 300 万円は内妻が子の奨学金及びカード会社からの借入で調達したもので、没取決定をしないよう意見書を提出した。原裁判所は 150 万円の没取を決定し、弁護人は 3 度にわたり抗告申立をしたがいずれも棄却された事例(令和 4 年 10 月 11 日大阪高裁)

**参照条文: 刑事訴訟法 420 条、421 条、96 条**

**キーワード: 保釈保証金 没取 抗告**

#### (公法)

【12】難民認定を拒否されたウガンダ共和国国籍の原告がその処分取消を求めた事案において、帰国すればレズビアンであることを理由に迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するものと認められ、難民に該当すると判示して原告の請求を認容した(令和 5 年 3 月 15 日大阪地裁)

**参照条文: 出入国管理及び難民認定法 2 条(3 の 2)・61 条の 2 第 1 項、難民の地位に関する条約 1 条、難民の地位に関する議定書 1 条**

**キーワード: 難民認定 レズビアン ウガンダ 迫害**

#### (社会法)

【13】特定非営利活動法人 X の労働組合が、X が組合員 C の役職手当を支給せず賞与を減額し、また団

交拒否したとして東京都労働委員会に救済申立をし同委員会が救済命令を発したことから X が同命令の取消を求めた事案。原審は X の請求を棄却し、X の控訴も棄却された(令和 3 年 10 月 13 日東京高裁)

参照条文:労働組合法 7 条

キーワード:不当労働行為 降職 団交拒否

【14】看護師 A の自死につき A の相続人らが職場の上司からのパワーハラスメント等により精神障害を発病したことによるものと主張し釧路労働基準監督署長が行った遺族補償給付等の不支給決定の取消を求めたところ、本判決は A の自死の業務起因性を否定し請求を棄却(令和 4 年 3 月 15 日釧路地裁)

参照条文:労災法 7 条 1 項 1 号

キーワード:業務起因性 心理的負荷 遺族補償給付

【15】コンビニの FC 運営会社 X と加盟店基本契約を締結している Y らが労働組合 Z を結成し団交を求めたが X が拒否。県労働委員会は救済命令を発したが、中央労働委員会は棄却命令を発したため、Z が取消を求めて提訴。Y らは労働法上の組合員に当たらないと判示し請求棄却(令和 4 年 6 月 6 日東京地裁)

参照条文:労働組合法 3 条、7 条

キーワード:コンビニ 労働法上の組合員

【16】X 及び Y は共にガスバルブを販売しているが、X は同社製品の形態が周知な商品等表示に該当し、Y による Y 製品の製造・販売は不正競争行為に該当するとして Y 製品の製造等の差止並びに金型その他の製造器機具の廃棄を求めたところ同請求が棄却された事例(令和 4 年 12 月 23 日東京地裁)

参照条文:不正競争法 2 条 1 項 1 号、3 条 1 項、同条 2 項

キーワード:ガスバルブ 商品形態 商品等表示

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】名古屋高判令和 4 年 2 月 24 日 判例時報 2558 号 42 頁

令和 3 年(ネ)第 66 号 損害賠償請求控訴事件 変更・請求一部認容(確定)

本件は、X の父である亡 A 及び X が、Y1 社の従業員であった Y2 から勧誘されて金融商品取引を行ったことに関し、X(兼亡 A の訴訟承継人)が、Y らに対し、適合性原則違反、説明義務違反、過当取引、実質的一任売買、指導・助言義務違反等を主張し、Y1 について、使用者責任又は債務不履行に基づき、Y2 について、不法行為又は債務不履行に基づき、4879 万余の損害賠償を求めた事案である。原審は、X の請求をいずれも棄却したところ、X が控訴し、請求を拡張した。なお、A は、住宅の外装工事等を行う会社の代表取締役を務め、約 2 億円の預貯金を有していたほか、会社の土地を所有し、約 6000 万円の年収を得ており、投資経験を有していたが、実際には証券取引に習熟しておらず、証券取引の知識や理解力・判断力は不十分であった。

本判決は、Y2 は、自らが提案する取引について、リスクを含めたデメリットをほとんど説明せず、損益についても虚偽ないし誤解を招く説明をしており、説明義務ないし情報提供義務違反があり、不法行為法上違法であるとし、A は、ほとんど Y2 の提案どおり取引に応じ、勧誘のほとんどが電話によるものであり、短時間の電話で注文をとりつけるなど、Y2 の勧誘は、実質的一任売買に当たるといえ、Y2 は、A が投資に習熟しておらず、Y2 の提案に無批判的に従っていることを認識しながら取引を続けていたこと等から、Y2 の勧誘は、社会的相当性を逸脱し、不法行為法上違法であるとしたが、A は自らの理解力や判断力を超える取引であるにもかかわらず、Y2 の提案に盲従して取引を継続したこと、Y1 は、X に対し、取引報告書、取引残高報告書を郵送していたのであるから、それを読んでいたら、A が X の意向と異なる取引を繰り返していたことを十分認識できたといえ、損害の発生及び拡大は、A 及び X にも過失があるとして 7 割の過失相殺をし、Y らに連帯して 1754 万円余の支払を命じた。

参照条文等:民法 709 条・715 条

【2】福岡高決令和 5 年 2 月 6 日 判例タイムズ 1509 号 91 頁

令和 4 年(ラ)第 487 号婚姻費用分担審判に対する抗告事件(変更、特別抗告、許可抗告)

別居中の妻 X は、夫 Y に対し、Y が別居前及び別居後に暗号資産の売却等により得た金員を婚姻費用分担額算定上の Y の収入とみるべきとして婚姻費用分担金の支払いを求めた。本決定は、XY の婚姻が平成 30 年であるところ、Y が暗号資産を売却又は他の暗号資産に変換したのは令和 3 年以降であり、Y が、婚姻後、暗号資産の売却等により継続的に収益を得ていたとは認められず、その売却等は実質的夫婦共有財産の保有形態を他の暗号資産や現金に変更するものにすぎないので、仮に課税当局において売却等の額と取得原価との差額を所得して把握したものとしても、婚姻費用算定上の収入とみることは相当ではないとし、Y が分担すべき婚姻費用は月額 14 万円が相当であるとした。

参照条文等:民法 760 条

【3】東京地判令和 4 年 1 月 27 日 判例タイムズ 1509 号 173 頁

令和元年(ワ)第 20849 号損害賠償請求事件(一部認容、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/278/091278\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/278/091278_hanrei.pdf)

約 2 年間引きこもり状態にあった X は、A 社の提供する自立支援サービスを受けさせるためとして、平成 29 年 10 月 3 日、羽交い締めにされるなどして部屋から連れ出され、同月 5 日までの間、内側から解

錠できない A 社の施設内の部屋に監禁されたとし、一連の行為が不法行為であるとして、連れ出しに関与した Y1(A 社の従業員兼同様のサービスを提供する A 社の子会社の代表取締役)、Y2(A 社の従業員)及び上記サービスの提供にかかる業務委託契約を締結した Y3(X の母)に対し民法 719 条 1 項に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、監禁について、上記のような監禁は認められないが、X は施設又は施設内の部屋から出ることが著しく困難な状態にあり、Y1Y2 は同状態を認識していたとし、部屋からの連れ出しについても、羽交い締め等の行為は認められないが、X は部屋又は自宅から出て施設に入所することにつき真摯な承諾を与えておらず、Y1Y2 はそのことを認識しながら連れ出したとして、一連の行為につき不法行為を認め、Y1Y2 は不法行為につき客観的に共同して実行しており、Y3 は、Y1Y2 と同様の認識の下で Y1Y2 に対し不法行為を行わせたというべきであり、遅くとも、Y1 が平成 29 年 10 月 3 日に X の部屋を訪問した際、施設入所の説得が難航する中で、(X の真摯な承諾がなくとも)「何とか今日(施設に)連れて行ってもらいたい」と Y1 に求めた時点までに共謀が成立していたとして、共同不法行為責任を認め、連帯して 55 万円の支払い義務を認めた。

参照条文等:民法 715 条 1 項、719 条 1 項、会社法 350 条

#### 【4】宮崎地判令和 4 年 3 月 22 日 判例時報 2557 号 35 頁

令和 2 年(ワ)第 239 号、第 344 号、第 452 号 仲介報酬請求、仲介報酬等請求、損害賠償等請求事件 (一部認容、一部棄却(控訴))

不動産売買の仲介等を業とする X1 及びその代表者 X2 は、Y に対し、不動産売買仲介契約及び事業用定期借地権設定仲介契約に基づいて、未払分の報酬金請求を行った。これに対し Y は、X2 から、E 及び G より土地を購入して、同土地に、D のための事業用借地権を設定して収益をあげるスキームを提案されて同人らから土地を購入したが、D の営業開始日が決まらないまま時間が経過し、結局、M と事業用定期借地権を設定する契約を新たに締結したが、X2 は D の地代支払開始日を正確に Y に情報提供する義務があるのにこれを怠ったとして、債務不履行に基づく損害賠償請求を行った。

本判決は、仲介報酬については、X らにおいて、既に受領している金額以上の仲介報酬を請求する権利を有すると認めるには足りず、他方、X2 は D の地代支払開始日について誤った情報を提供したとして X2 の義務違反を認め、約 1653 万円(6 ヶ月分の賃料相当額等の合計)の損害賠償を X1 及び X2 に命じた。

参照条文等:民法 644 条、宅地建物取引業法 35 条

#### 【5】大阪地判令和 5 年 3 月 2 日 判例タイムズ 1509 号 148 頁

令和元年(ワ)第 10286 号、令和 2 年(ワ)第 888 号損害賠償請求事件(請求棄却(本訴)、一部認容(反訴)、確定)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/033/092033\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/033/092033_hanrei.pdf)

大学のアイススケート部の監督であった X は、コーチであった Y からモラルハラスメント行為を受け精神的苦痛を被ったとして不法行為に基づき損害賠償を請求したところ(本訴)、Y は、X の記者会見における発言等が名誉毀損に当たるとして不法行為に基づき損害賠償を請求した(反訴)。

本判決は、本訴については、X の主張する Y の各行為(X を無視したり睨み付けたり露骨に嫌がる素振りを見せて遠ざかったりする等)は X が元々有している Y に対する印象や主観的な受け止め等にも左右されるおそれがあるものであり、部の監督としてコーチである Y から選手の指導方針等について批判的な意見等を受けるのもそれが社会通念上許容されるものである限り受忍すべきであり、違法なハラスメント行為であるとは認めることが出来ないとして棄却し、反訴については、X の主張するハラスメント行為が認められないことを前提として、記者会見における発言等は Y がハラスメント行為や嫌がらせを行ったという事実を適

示するものであり、Y がそのような行為を行う人物であるかのような印象を抱かせ、社会的評価を低下させるものであり、名誉を毀損するとし、客観的な裏付けを欠いていること等からすれば違法性阻却事由(真実性や真実相当性の抗弁)も認められないとして、220 万円の支払いを認めた。

参照条文等:民法 709 条

(知的財産)

【6】知財高判令和 5 年 7 月 12 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10005 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/195/092195\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/195/092195_hanrei.pdf)

原告は、「第 25 類「被服」を指定商品とする本願商標について商標登録出願したが、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判の請求をしたところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

なお、本願商標は、「KAZE」を表したものと認識できる中段部分(欧文字部分)と、「PRINTABLE HEMP WEAR」の欧文字からなる上段部分と、「Made in Wakayama JAPAN」の欧文字からなる下段部分の 3 段構成からなる結合商標である。引用商標は、「KAZE」の欧文字を横書きに表してなる登録商標である。

本願商標の中段部分は、「A」の文字をデザイン化したものと認識される図形部分と、その両隣の「K」及び「ZE」の欧文字を備えており、全体として「KAZE」の欧文字を表したものと認識するといえる。そして、本願商標の構成態様においては、中段の「KAZE」の欧文字部分は、他の構成文字に比して大きく顕著に表され、視覚的に際立った印象を与えるものであるから、看者の目をひく部分であり、取引者、需要者に対して商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる。そうすると、本願商標から「KAZE」の欧文字部分を要部として抽出し、これと引用商標とを比較して商標そのものの類否を判断することは許されるというべきである。

そして、本願商標の要部である「KAZE」と引用商標を対比すると、本願商標の要部である「KAZE」の「A」の部分が緑色で、かつ、図案化されているのに対し、引用商標は、黒色のゴシック体である点で、両者の外観は同一とはいえないが、「K」、「A」、「Z」及び「E」の構成文字からなる点で共通すること、本願商標の要部である「KAZE」と引用商標は、「カゼ」の称呼を生じ、「風(空気の流れ)」及び「風邪(感冒)」の観念を生じる点において、称呼及び観念が同一であることに鑑みると、本願商標の構成全体の外観と引用商標の外観が同一とはいえないことを考慮しても、両商標が本願の指定商品「被服」に使用された場合には、その商品の出所において誤認混同が生じるおそれがあるものと認められるから、本願商標と引用商標は、全体として類似していると認められる。したがって、本願商標は引用商標に類似する商標であるものと認められる、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【7】知財高判令和 5 年 7 月 19 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10035 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/247/092247\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/247/092247_hanrei.pdf)

原告は、「GUZZILLA」の欧文字から成り、第 7 類「パワーショベル用の破碎機・切断機・掴み機・穿孔機等のアタッチメント」を指定商品とする登録商標(本件商標)の商標権者である。被告は、怪獣映画に登場する怪獣である「ゴジラ」を創作した者であり、被告は、その欧文字表記である「GODZILLA」(引用商標)も用いている。被告は、引用商標に照らし、本件商標が商標法 4 条 1 項 15 号にいう「混同を生ずるおそれ」があるとして、商標登録無効審判を請求したところ、特許庁が本件商標の登録を無効とする審決(本件審

決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

取引の実情などに照らして考慮すれば、本件商標の指定商品に含まれる専門的・職業的な分野において使用される機械器具と、被告の業務にかかる商品等との関連性の程度が非常に高いとはいえない。

しかし、本件商標「GUZZILLA」と引用商標「GODZILLA」とは、称呼において相紛らわしいものであって、外観においても相紛らわしい点を含むものであることから、その類似性の程度は高く、引用商標は周知著名であって、その独創性の程度も高い。さらに、被告の業務は多角化しており、本件商標の指定商品に含まれる商品の中には、被告の使用許諾に係る商品及び業務等と比較した場合、性質、用途又は目的において一定の関連性を有するものが含まれる。加えて、これらの商品の取引者及び需要者と、被告の業務に係る商品の取引者及び需要者とは共通し、これらの取引者及び需要者は、取引の際に、商品の性能や品質のみではなく、商品等に付された商標に表れる業務上の信用をも考慮して取引を行うものということができる。

そうすると、本件商標の指定商品についても、本件商標を使用したときに、当該商品が被告又は被告との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品であると誤信されるおそれがあるものが含まれるというべきであるから、本件商標は、「混同を生ずるおそれ」のある商標として無効とされるべきである、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 15 号

## 【8】知財高判令和 5 年 7 月 25 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10111 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/217/092217\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/217/092217_hanrei.pdf)

発明の名称を「車両ドアのベルトラインモール」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件発明には甲 1 発明に基づく進歩性欠如の無効理由があり、本件発明の進歩性に係る本件審決の判断には誤りがあるとして、審決を取消した事案。

相違点 1 は、「縦フランジ部の下部から内側方向に延びる段差部」が、本件発明 1 においては、縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びる段差部であるのに対して、甲 1 発明 1 においては、縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向に「やや下方に」延びる段差部であるというものである。甲 1 発明 1 のモールディングが取り付けられるドアパネルが、アウトパネルであることについては当事者間に争いがなく、甲 1 発明 1 の「昇降窓ガラス側方向」は、本件発明 1 の「内側方向」(車内側を指す。)と同じ方向を意味するものと認められるから、相違点 1 においては、段差部が「ほぼ水平」に延びるか「やや下方」に延びるかという点のみが問題となる。

そこで検討するに、本件明細書には、段差部が縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びることの技術的意義についての記載はない。また、本件発明は、端末の剛性に優れるベルトラインモールを提供するために、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して、水切りリップや引掛けフランジ部を切除できるようにし、モール本体部と縦フランジ部とで略 C 断面形状を形成しつつ断面剛性を確保したというものであり、ベルトラインモールの端末では、ドアフレームの表面に位置する部分は縦フランジ部を残して切除されるものであって、段差部も切除されるのであるから、段差部が「ほぼ水平に」延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に何ら影響するものではない。そうすると、段差部が「ほぼ水平に」延びるものとするについて何らかの技術的意義があるとは認められない。

そして、甲 1 発明 1 においても、段差部が縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向(内側方向)に「やや下方に」延びることに何らかの技術的意義があるとは認められず、甲 1 発明 1 において「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」延びるように構成することは、当業者が適宜なし得る設計的事項にすぎないというべきである。



以上から、甲 2 記載事項について検討するまでもなく、甲 1 発明 1 において段差部に設計の変更を加え、これを「ほぼ水平に」することは、当業者が容易に想到できたものと認めるのが相当であるから、本件審決には、相違点 1 に係る容易想到性の判断に誤りがある。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

#### 【9】東京地判令和 5 年 7 月 28 日 裁判所 HP

令和 4 年(ワ)第 9716 号 特許権侵害差止請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/268/092268\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/268/092268_hanrei.pdf)

発明の名称を「5-アミノレブリン酸リン酸塩、その製造方法及びその用途」とする特許権を有する原告が、被告製品であるアミノ酸含有加工食品の製造、譲渡等の差止めを求めた事案であって、被告が引用発明は本件発明と同一であり新規性を欠くなど主張したが、差止めが認められた事案。

特許法 29 条 1 項に規定の「刊行物」に物の発明が記載されているというためには、当該物が新規の化学物質である場合には、新規の化学物質は製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから、一般に、当該物質の構成が開示されていることにとどまらず、その製造方法を理解し得る程度の記載があることを要するというべきである。そして、刊行物にそのような記載がない場合には、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその製造方法その他の入手方法を見出すことができることが必要であるというべきである。

ここで、5-ALA ホスフェートは、新規の化合物であり、本件引用例には、列挙された化合物の中に 5-ALA ホスフェートが含まれているものの、その製造方法に関する記載は見当たらない。したがって、5-ALA ホスフェートを引用発明として認定するためには、本件引用例に接した本件優先日当時の当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先日当時の技術常識に基づいて、5-ALA ホスフェートの製造方法その他の入手方法を見出すことができたといえることが必要である。

被告は、本件優先日当時、5-アミノレブリン酸単体の製造方法は周知であった上、5-アミノレブリン酸をリン酸溶液に溶解すれば、弱塩基と強酸の組合せとなり、5-アミノレブリン酸リン酸塩を得ることができることは技術常識であり、このことからすれば、本件優先日当時の当業者は、5-ALA ホスフェートの製造を容易になし得た旨主張する。

しかし、乙 16 文献及び乙 18 文献においては、細菌を培養して発酵液中に ALA(5-アミノレブリン酸)を産生させる技術は開示されているものの、5-アミノレブリン酸単体を得る技術は開示されていない。また、乙 17 文献には、発酵液中に培地成分と混合した状態で存在する ALA の濃度が開示されているにすぎない。そうすると、乙 17 文献においても、5-アミノレブリン酸単体を得る技術は開示されていない。

以上のとおり、乙 16 文献から乙 18 文献までにおいて、5-アミノレブリン酸単体を得る技術が開示されているとはいえない。これに加え、本件引用例においても「5-ALA は・・・化学的にきわめて不安定な物質である」、「5-ALAHCl の酸性水溶液のみが十分に安定であると示される」と記載されていて、これらの事項が本件優先日当時の技術常識であったと認められることも考慮すると、本件優先日当時において、5-アミノレブリン酸単体を得る技術が周知であったとは認められない。

以上によれば、本件引用例に接した本件優先日当時の当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先日当時の技術常識に基づいて、5-ALA ホスフェートの製造方法その他の入手方法を見出すことができたとはいえない。したがって、本件引用例から 5-ALA ホスフェートを引用発明として認定することはできない。

参照条文等:特許法 29 条 1 項

(民事手続)



**【10】東京高決令和 4 年 1 月 14 日 判例タイムズ 1509 号 86 頁**

**令和 3 年(ラ)第 2621 号移送決定に対する抗告事件(取消自判、確定)**

マンションの区分所有者 X が、管理組合法人 Y に対し理事会決議無効確認の訴えを提起したところ、原審である東京地裁は、対世効ある判決をもって無効原因があることを確認する必要があるとして、一般社団法人法 265 条 2 項の類推適用により同訴えを認めるとともに、同法 273 条の類推適用により確定判決に対世効を認めるのが相当である以上、同法 270 条の類推適用により、管理組合法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に専属管轄があるとし、民訴法 16 条 1 項に基づき職権で甲府地裁への移送決定をした。

X が即時抗告したところ、抗告審は、専属管轄違背は絶対的な効力(裁判所は常に事件を管轄違いとして移送すべきで、これを看過した判決については、控訴審は必ず原判決を取り消し管轄裁判所に移送しなければならないほか、絶対的上告理由となる)を有し、影響力が極めて大きいことに鑑みると、土地及び事物の管轄に関して専属管轄が認められるのは、法が特にその公益上の必要性を認めて明文で規定している場合に限られ、安易に類似する法令を類推適用して専属管轄の対象となる事件を拡張することは許されないとし、区分所有法 47 条 10 項は専属管轄について規定した一般社団法人法 270 条を準用しておらず、他に特定の裁判所を専属管轄とする明文の規定はないので、本件事件は専属管轄が認められる事件ではないとして、原決定を取り消した。

参照条文等:民事訴訟法 13 条、16 条、299 条 1 項ただし書、309 条、312 条 2 項 3 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 270 条

**(刑事法)**

**【11】大阪高決令和 4 年 10 月 11 日 判例タイムズ 1509 号 106 頁**

**令和 4 年(ク)第 401 号保釈保証金一部没取決定に対する抗告申立事件(抗告棄却、確定)**

覚醒剤取締法違反被告事件の弁護士 X は、被告人の指定条件違反による保釈保証金の没取について、保釈保証金 300 万円を用意したのは内妻で原資は同人の子の奨学金 200 万円及びカード会社からの借入 100 万円であり、没取が内妻の生活状況に重大な影響をもたらすこと等を主張して没取決定をしないよう意見書を提出したが、原裁判所は、指定条件違反の程度が重く内妻も同違反に加担したとして、令和 4 年 7 月 4 日に 150 万円を没取する決定をした。

X は同月 7 日に上記意見書と同旨の主張により抗告を申し立て、同月 12 日に棄却されると、同月 20 日に再度の抗告申立をし、上記の理由に加えて、内妻が生活保護を受け障害者手帳を交付されていることや、被告人が逮捕前に内妻や子に暴行を加えており、保釈後も暴行が続いていた事などを新規の事情として主張したが、抗告審は、同月 25 日、1 回目の抗告申立と同一の事情及びその際に容易に主張できた事情による再度の抗告であり不適法として棄却した。

X は、さらに 3 回目の抗告申立をしたところ、抗告審は、同抗告は原決定に対する複数回の不服申立であり、前回決定時までには主張できなかったやむを得ない事由がない以上、一つの裁判(原決定)に対する同一人からの再度の抗告は不適法であるとして棄却した。

参照条文等:刑事訴訟法 420 条、421 条、96 条

**(公法)**

**【12】大阪地判令和 5 年 3 月 15 日 判例時報 2556 号 24 頁**

**令和 2 年(行ウ)第 134 号・令和 3 年(行ウ)第 62 号 退去強制令書発付処分取消等請求、難民の認定をしない処分取消等請求事件(認容(確定))**

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/980/091980\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/980/091980_hanrei.pdf)

ウガンダ共和国国籍を有する外国人について、出入国管理及び難民認定法(入管法)61条の2第1項に基づく難民認定申請に対し難民認定しない旨の処分、在留特別許可をしない旨の処分、退去強制令書発付の各処分がされたことに対し、各処分の取消しと難民認定の義務付けを求めて提訴した事案。

裁判所は、当該外国人(原告)がレズビアンであり、ウガンダでは差別され、これを理由に警察官に逮捕勾留されて暴行を受けた上、指名手配された事実から迫害の恐れがあると主張したことを受けて、(1)同国では、同性間の性行為を違法としてこれを処罰する旨の刑法の規定があり、これを適用して逮捕する場合があるほか、同規定以外の他の法令を適用して同性愛者に対し恣意的な身体拘束をするおそれがあることなど同国の情勢を前提として、(2)同国においてレズビアンであることを理由に警察官らに身柄拘束され暴行を受けたという当該外国人の供述は、当該外国人の身体の傷痕と整合し、かつ、同国の医療機関作成の医療記録と整合していること、その他に当該外国人が逮捕・勾留される理由が見当たらないこと、上記(1)の同国の情勢と矛盾しないことから信用することができ、したがってその旨の事実が認められるなど判示の事情の下では、同国に帰国すればレズビアンであることを理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものであると認められ、難民に該当する、と判示して、原告の請求を認容した。

参照条文等:出入国管理及び難民認定法2条(3の2)・61条の2第1項、難民の地位に関する条約1条、難民の地位に関する議定書1条

(社会法)

【13】東京高判令和3年10月13日 判例時報2558号82頁

令和3年(行コ)第65号 救済命令取消請求控訴事件 控訴棄却(確定)

本件は、特定非営利活動法人Xの職員らが加入する労働組合Zが、Xが組合員である職員Cに対して、平成29年4月分以降の役職手当を支給せず、これに伴い賞与を減額したことについて、労働組合法7条1号の「不利益な取り扱い」に当たり、また役職手当不支給に関する団体交渉におけるXの対応が同条2号の団交拒否に当たるからいずれも不当労働行為が成立する旨主張して、東京都労働委員会に対し救済の申立てをしたところ、同委員会が救済命令を発したことから、Xが同命令の取消しを求めた事案である。Xは、役職手当不支給は、Xの人事権の行使である降職に伴うものであり、降職についても適法であり、団交についてXは誠実に対応していた旨主張したが、原審は、Xの請求を棄却したため控訴した。

本判決は、XとZは双方の対立関係が解消されたといえず、XとCの関係も通常の労使の関係程度に修復されたといえず、XがCに署名を求めた役職手当不支給に関する書面もXの内部で正規の意思決定を経ずに作成された文書であったこと等の事情からすれば、Xに不当労働行為の意思が認められるとし、仮にXの主張によったとしても本件降職は正当な人事権の行使とは認められないとして控訴を棄却した。

参照条文等:労働組合法7条

【14】釧路地判令和4年3月15日 判例時報2557号45頁

平成30年(行ウ)第4号 労災保険不支給処分取消請求事件(棄却(控訴(控訴棄却)))

B病院において看護師として勤務していたAが自死したことについて、Aの相続人らが職場の上司からのパワーハラスメント等の業務上の心理的負荷を受けて精神障害を発病したことによるものと主張し、釧路労働基準監督署長が行った遺族補償給付等についての不支給決定の取消を求めた事案。

本判決は、認定基準に照らしても、仕事上のミスについての心理的負荷の総合評価は「中」と述べるなどとして、業務起因性を否定し、また、認定基準を離れて検討しても業務起因性があるとは言えないとした。

参照条文等:労災法7条1項1号

【15】東京地判令和4年6月6日 判例タイムズ1509号109頁

令和元年(行ウ)第 460 号労働委員会命令取消請求事件(請求棄却、控訴(後控訴棄却、上告受理申立)

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/438/091438\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/438/091438_hanrei.pdf)

コンビニエンスストアのフランチャイズ・チェーン運営会社 X と加盟店基本契約を締結している Y らが加入する労働組合 Z は、X が団体交渉の申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして救済を申し立てたところ、岡山県労働委員会は救済命令を発したが、再審査申立を受けた中央労働委員会は Y らが労働者に当たらないとして棄却命令を発したため、取消を求めた。

本判決は、Y らは X から個別具体的な労務の提供の依頼に事実上応じなければならない関係にはない、X の事業の遂行に不可欠な労働力として組み込まれているともいえない、Y らが X から得る金員は商品販売等の対価として顧客から得た収益を獲得しているものであって X から労務提供の対価として支払いを受けているものではない、労務提供の内容は Y らの判断に委ねられており、労務提供の在り方が一方的・定型的に定められているものではない、時間的場所的拘束の下、X の指揮命令を受けて労務提供をしているともいえないとして、Y らは労働法上の組合員に当たらないと判示し、請求を棄却した。

参照条文等:労働組合法 3 条、7 条

【16】東京地判令和 4 年 12 月 23 日 判例時報 2557 号 70 頁

令和 4 年(ワ)第 4104 号 不正競争行為差止等請求事件(棄却(控訴))

X 及び Y はそれぞれガスバルブを販売しているところ、X は、X 製ガスバルブ(「X 製品」)の形態は周知な商品等表示に該当し、Y 製ガスバルブ(「Y 製品」)を製造又は販売する行為は不正競争法 2 条 1 項 1 号の不正競争行為に該当すると主張して、Y に対して不正競争法 3 条 1 項及び 2 項に基づき、Y 製品の製造等の差止め並びに Y 製品及びその製造に用いられる金型その他の製造器機具の廃棄を求めた事案。

本判決は、商品の形態は客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴(特別顕著性)を有しており、かつ、特定の事業者によって長期間にわたり独占的に利用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告がされるなど、その形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知(周知性)であると認められる特段の事情がない限り、同法 2 条 1 項 1 号にいう商品等表示に該当しないと解するのが相当であるとしたうえで、対象のガスバルブの需要者は 30 社の専門業者に限定され、安全性や信頼性の観点から購入しており、製品の形態に着目して購入しているとはいえないとして、一定程度の周知性があるとしても出所表示機能を有するものではないとした。

参照条文等:不正競争法 2 条 1 項 1 号、3 条 1 項、同条 2 項

(紹介済み判例)

福岡地裁久留米支部判令和 4 年 6 月 24 日 判例時報 2556 号 85 頁

令和元年(ワ)第 382 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

→法務速報 265 号 18 番にて紹介済み

大阪地決令和 4 年 9 月 8 日 判例時報 2558 号 76 頁

令和 4 年(行ク)第 45 号 移送申立事件 申立て却下(確定)

→法務速報 261 号 18 番にて紹介済み

最一決令和 4 年 10 月 6 日 金法 2214 号 102 頁

令和 3 年(許)第 16 号 財産開示手続実施決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報 258 号 14 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/456/091456\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/456/091456_hanrei.pdf)

最一判令和 4 年 12 月 12 日 判例時報 2558 号 16 頁

令和 3 年(受)第 987 号 消費者契約法 12 条に基づく差止等請求事件 一部破棄自判、一部上告棄却、一部上告却下

→法務速報 260 号 1 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/599/091599\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/599/091599_hanrei.pdf)

最三判令和 4 年 12 月 13 日 判例時報 2557 号 5 頁

令和 3 年(行ヒ)第 120 号 処分取消等請求事件(一部破棄自判、一部上告棄却)

→法務速報 260 号 23 番にて紹介済み

最二判令和 4 年 12 月 26 日 判例タイムズ 1509 号 76 頁

令和 3 年(受)第 1115 号離婚等請求本訴、同反訴事件(破棄差戻)

→法務速報 261 号 16 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/644/091644\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/644/091644_hanrei.pdf)

最大判令和 5 年 1 月 25 日 判例時報 2556 号 5 頁

令和 4 年(行ツ)第 130 号 選挙無効請求事件(上告棄却)

→法務速報 262 号 24 番にて紹介済み

最二判令和 5 年 1 月 30 日 金法 2215 号 68 頁

令和 3 年(受)第 2050 号 発信者情報開示請求事件(破棄自判)

→法務速報 262 号 2 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/721/091721\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/721/091721_hanrei.pdf)

最三判令和 5 年 2 月 21 日 判例タイムズ 1509 号 64 頁

令和 3 年(オ)第 1617 号損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報 263 号 18 番にて紹介済み

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/799/091799\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/799/091799_hanrei.pdf)

---

## 2. 令和 5 年(2023 年)8 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律

---

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

成立法令なし

### 3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中根秀樹 著 新日本法規 254頁 4,510円  
遺言無効紛争事件実務マニュアル

中尾 巧 編著 成文堂 396頁 3,190円  
若手弁護士のための弁護実務入門 2

千葉県弁護士会 ぎょうせい 496頁 4,950円★  
慰謝料算定の実務[第3版]

牧田謙太郎 柴崎哲夫 著 学陽書房 200頁 3,410円  
弁護士はこう訊く 裁判官はこう聴く 民事尋問教室

### 4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

伊藤 諭/北 周士 著 第一法規 224頁 3,630円  
懲戒請求・紛議調停を申し立てられた際の弁護士実務と心得

安西法律事務所 編著/安西 愈 監修 きんざい 352頁 3,960円  
金融機関のための労務管理入門Q&A100問

庄司道弘 監修 青林書院 362頁 5,170円  
最新青林法律相談 48 宗教法人の法律相談

佐藤久文 著 学陽書房 136頁 2,310円  
労働訴訟・審判の弁護士スキル

ロア・ユナイテッド法律事務所 編 民事法研究会 353頁 4,180円  
ハラスメント対応の実務必携Q&A 多様なハラスメントの法規制から紛争解決まで

横山佳枝 著 労務行政 216頁 3,520円  
発覚から調査・解決まで 職場のハラスメント対応マニュアル

京野哲也 編著 中川佳男／岡 直幸／沖田 翼・著 学陽書房 200頁 3,190円

こんなときどうする 法律家の依頼者対応★

浦川道太郎／金井康雄／安原幸彦／宮澤 潤 編 民事法研究会 738頁 8,800円

専門訴訟講座 4 医療訴訟(第2版)

---

## 5. 発刊書籍＜解説＞

---

### 「慰謝料算定の実務[第3版]」

裁判例を集積分析して、離婚、交通事故だけでなく、SNS などの投稿トラブル、国家賠償訴訟、医療訴訟、ハラスメント、労働、医療事故、刑事事件など、幅広い分野の慰謝料額について事案ごとに掲載しており、事件処理に有用な書籍である。

### 「こんなときどうする 法律家の依頼者対応」

実務上の経験に基づき、弁護士と依頼者とのコミュニケーションについて、様々な事例をあげて解説されている。依頼者の納得を得るためどのように対応をするべきかについて学ぶことができ、弁護士業務に役立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。